

山県有朋と無隣庵保存会における無隣庵の築造と 継承の意志の解明

今江 秀史

1. 研究の目的と展望

京都市左京区南禅寺草川町に所在する無隣庵の庭は、明治27年から29年(1894-96)にかけて、明治の元勳・山県有朋(1838-1922, 写真1)の別荘内に設けられた(図1, 写真2)。昭和16年(1941)には財団法人無隣庵保存会から京都市へ寄贈され、昭和26年には国の名勝に指定された¹⁾。平成28年(2016), その運営と保存管理は、無隣庵と同じく京都市が所管する国の史跡・岩倉具視幽棲旧宅(京都市左京区岩倉上蔵町)と共に指定管理者制度²⁾へ移行した。京都市において無隣庵を所管する文化市民局では、この制度移行を契機として、無隣庵の適切かつ効果的な保存管理の実現を目指して、平成27年3月に



写真1 山県有朋 肖像

〈名勝無隣庵庭園〉の保存管理指針を策定した。本研究は、この保存管理指針の策定に伴う資料、現地調査を敷衍したものであり、山県有朋が無隣庵を築造、利用した経緯と無隣庵保存会による同所の継承の経緯を資料に基づいて分析し、双方による築造と継承の動機、意志の解明を目指すものである。その結果は、将来に向けて本市が無隣庵を継承し続けていく上での具体的な指標となる。

研究の展望は以下の通りである。従来の庭の研究では、資料から庭に関する箇所だけを抽出し演繹的にその意味づけを行ってきた。本研究では、庭を包含する邸宅・無隣庵の築造と利用形態を、その創設者である山県有朋の社会活動と対人関係に求め、無隣庵の成立と継承の動機をその築造から無隣庵保存会の解散までの経緯に基づいて探求する。

最初に、無隣庵の築造時に山県が置かれていた状況と、要職を歴任しながら利用され続けた無隣庵の利用形態を幅広い資料に基づいて分析する。次に山県が生前に創立し、その孫・有道らによって解散された無隣庵保存会の活動と元来の無隣庵の継承の意味を、主として「無隣庵重要書類(昭和15年)」に基づいて分析する。それら分析結果に即して、無隣庵が山県によって築造され、無隣庵保存会を通じて京都市

へと継承されてきた意味を解明する。

なお〈むりんあん〉の表記は、京都市の条例³⁾に基づけば〈無隣菴〉、文化財名称は〈無隣庵庭園〉である。本文中では通称の〈無隣庵〉の表記を用いる。敷地内の呼称は、原則として形態概念図(図2)と形態ツリー図(図3)に基づくものとする⁴⁾。

2. 無隣庵の築造時において

山県有朋が置かれていた状況

山県有朋は、生涯において無隣庵と呼ばれる邸宅を全3箇所設けた。第1番目は、慶応3年(1867)、山県の故郷である長州(現在の山口県吉田の清水山山麓)に結んだ草庵であった。第2番目は京都市中京区木屋町二条下ル東生洲町に営まれた別荘であった。左京区南禅寺草川町に現存する邸宅は、第3番目の無隣庵に当たり、山県にとって2番目の京都別荘であった。第2番目の無隣庵の築造から譲渡と第3番目の無隣庵の土地取得については、善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』において詳らかにされている⁵⁾。

第2番目の無隣庵は、山県が第1次内閣を辞職した明治24年(1891)、木屋町二条の角倉別邸跡に築造された。その普請内容は詳らかではない。その翌年に山県は、同邸宅の管理人であった下村一貫を通じ、隣接地の借入を京都府に出願するが認可されなかった。明治25年11月、1年4ヶ月あまりの短期間をもって木屋町二条の土地は手放された。矢ヶ崎は、同年6月17日から2週間ほど、山県が第2番目の無隣庵に滞在したことを伝える「日出新

聞」の記事を引いて、その滞在中に第5代京都府知事を務めた中井弘や実業家の久原庄三郎と会合した出来事について、以下のように述べる。

売却直前の第二無隣庵で、山縣と久原や中井との間で何が話し合われていたのか、今それを知る資料はない。しかし、山縣の有力者との同行が報道され、その後に山縣が第二次無隣庵を売却し東山南禅寺の近傍に第三次無隣庵を造営する事実を勘案すると、山縣の第二次無隣庵売却と南禅寺近傍での第三次無隣庵の建設に、久原や中井が何らかの関わりをもっていたとする仮定も成立しよう⁶⁾。

日清戦争が勃発した翌年の明治28年、山県は56歳の高齢にもかかわらず、第一軍司令官として朝鮮半島へ渡った。しかし元より身体が弱かった山県は、海外の過酷な環境の影響もあって病を患い、勅語により帰国することになった⁷⁾。同29年に山県は、病気の悪化を理由に軍務を退く事態となった。山県は、天皇の信頼が厚かった一方で、伊藤博文ら文官との関係の緊張、若い軍人の台頭などにより、引退を意識せざるを得ない状況に追い込まれていた。この山県にとって抜き差しならぬ状況で、無隣庵の築造は始まった。

なお、この時期の日本は産業革命の只中であつた。明治27年の京都では、当時の京都府第2の都市であつた舞鶴と京都をつなぐ京鶴鉄道の議案が通過し、翌年の第4回内国勸業博覧会と平安奠都千百年記念祭、平安神宮創建の準備が行われている最中であつた。それらの準備は、戦時下でも予定どおり進められていた⁸⁾。

無隣庵の土地所有の経緯を辿ると、「山県は一部については明治29年まで、大部分は同35年まで、久原庄三郎あるいは京都市の所有地で別邸を造営、庭園をつくり完成させ、後に譲ってもらっていたことになる」⁹⁾。なお『京都坊目誌』によると¹⁰⁾、無隣庵の敷地の前身は、近世には瓢亭と並んで著名であった「丹後屋」¹¹⁾と推定されている。また『新撰花洛名勝図会』には、現在の位置に移設される前の南禅寺の惣門と丹後屋、瓢亭が東西に並立した情景が描かれている¹²⁾。

無隣庵築造の着手時期は、現在の京都新聞の前身に当たる「日出新聞」の元記者で『江湖快心録』3部作を著した黒田天外(讓)が明治33年に山県に聴取したところによれば、同27年である¹³⁾。同書によると山県は、日清戦争への出征中、実業家・久原庄三郎(1840-1908)に庭の築造を託していたが、翌年の病による召還の閑暇をきっかけとして、無隣庵の敷地拡張を企図することになった。なお佐藤信は、同26年に山県が当時の学習院の院長・田中光顕⁽¹⁴⁾に宛てた書簡(「田中宛山県書簡」)を引いて、「邸宅について山県の全幅の信頼を得ていた田中光顕は、地所の選定から第三次無隣庵増築に関わることに」なり、「久原庄三郎とも直接連絡を取りながら、山県にも図面や計算書を送付するなど、すべての「指揮」を担当した」と指摘する¹⁵⁾。同28年には工事が本格化し、無隣庵への鉄管の敷設と引水の工事が京都市水利事務所によって行われた。山県は、同年3月に陸相へ就任し実質的に軍務に復したが、5月には早くも辞任し、戦争の恩賞として功2級金鷄勲章と年金1千円(現在の約2

千万円)を授かった。また山県は伯爵から侯爵となり、天皇からの特旨で3万円(現在の6億円以上)を与えられた¹⁶⁾。

無隣庵には、琵琶湖疏水の水が引き入れられた。山県は、明治23年の首相を務めていた当時、明治天皇のお供としてその竣工式典に出席していた¹⁷⁾。同疏水は、天皇東幸後の「京都策」2期目の中心的な施策として、主に工業の近代化に資する目的で引かれ、土木技術者・田辺朔郎(1861-1944)の発案により水力、運河の開発、さらには上下水道・灌漑用水・電力の利用が付加されることになった¹⁸⁾。元来、庭への引水はそれらの副産物であった。

無隣庵の拡張工事は同29年まで続き、翌年一応の完成に至った。その時期は、日清戦争の勝利後、日清通商航海条約に調印された年に当たる。その間、京都は博覧会や先勝祝賀会の高揚の中にあっただが、政府は早くも次の戦争の準備に取り掛かっており、露仏独の三国干渉による対外的緊張状態にあった。このように無隣庵は、激動の時代の渦中で政府の重責を担っていた人物を施主として成立したことになる。

3. 山県有朋における

無隣庵の利用形態

山県の自宅は、椿山荘(東京都文京区)や古稀庵(神奈川県小田原市)であり、結果的に無隣庵はこれらの自邸に伴う別荘となった。実業家で数寄者・高橋義雄(箒庵, 1861-1937)は、「是れ(無隣庵)が公の大規模なる庭園の処女作である」⁽¹⁹⁾と述べたが、明治10年(1877)の西南戦争後に造営された椿山荘には、本格的な庭

が設けられていた²⁰⁾。

同36年4月には、無隣庵の洋館において、山県と伊藤博文、桂太郎、小村寿太郎による会議（無隣庵会議）が行われ、日露開戦が決定される場となった。その出来事について、桂太郎は自叙伝において以下のように述懐している²¹⁾。

当時、西京の山縣候別邸に、藤候、外相、予と会談の事を藤候に謀りしに、候之に同意し、21日午後、3人相前後して、西京山縣候の邸に至り、前述の主意に於て謀議せしに、事の止む可らざるを認め、此基礎の上に、露国と談判を開始する事を決議せり。

京都市土木局庶務課が編纂した『無隣庵』によると、「畏くも明治31年10月24日には、皇太子殿下の行啓を忝うし、また大正11年11月12日には、皇后陛下の御立寄の光栄に浴してゐる」と記述されている²²⁾。さらに大正10年の松風嘉定を発起人として結成された洛陶会が主催した東山大茶会では、無隣庵が煎茶席として用いられた²³⁾。

このように無隣庵は、歴史的な出来事として文献に登場する一方で、山県による個人的な利用等についての記録が残っている。本章では、主として黒田天外著『続江湖快心録』や無隣庵内に建てられている石碑「御賜稚松の記」の記述などに基づいて、山県による無隣庵の利用形態を分析する。引用箇所最後に記載した括弧内の数字は、同書の該当ページ数である。

(1) 無隣庵における黒田天外の体験

黒田天外は、明治33年に無隣庵現地で

山県と談話をした時のことを『続江湖快心録』において詳述している。その記述によると、当時山県は以下の順路に従って無隣庵内を案内したことが知られる。庭内へは、座敷から入場する。園路を通じて東進し、北側から南西に流れる流路内に打たれた沢飛び石を渡り、さらに東側に進路を進めると、園池北側の大石の前方に至る。そのまま道なりに進むと、斑入りの笹がみられ、3段の滝の前方に至る。そこから進路を南に向け道なりに西進すると、恩賜松の碑、茶室を横切り、座敷へと戻る。

それでは、同書を一部引用し、現状の無隣庵の様子と照合しながら、山県における無隣庵の利用形態の分析を試みたい。

庭下駄を穿ち、々と清韻を鳴し去る清流を過れば、左方は樅の木二三十本、針様の葉疎々として流れを挟み林をなし、前には大佛の石垣かとも思はれ而も皴劈面白き巨石は屹然として峙だちぬ。(p.2)

主屋の座敷の北側には、20～30本のモミが林立し、大佛殿の石垣から移設されたと思われるほど大きく特徴的な皺をもった巨石が据えられていた。この箇所は、現在の〈⑤池—e芝地周辺・西側〉に該当する。座敷西側のモミの群植は、本数が減っている可能性はあるが現存している。先述の「大佛殿」とは、かつて豊臣秀吉が造立した大仏を安置した方広寺を指しており²⁴⁾、残存する同寺の石塁²⁵⁾のことが語られている。この巨石について山県は、「それで此石は親ら醍醐の山へ行って切出さしたのであるが、豊公が庭を作る時に切出そうとして、遣ひ残りになつた石がそこここに

磊々してみて、中には其刃跡が残つてあるものがある、妙ぢやないか喃。」と言ったという²⁶⁾。

なお高橋義雄は、「此の大石は無隣庵庭前の主人公とも見るべきもので、之を此庭前に拉致するに就て一場の物語りがある、初め山縣公の無隣庵を築造せらるゝや、一日豊太閣の経営に係る大佛殿の石垣を見て、其大石は何処から運ばれた物かと問ひ質された処が、是は其当時醍醐の山奥より引かれた者で、山科の谷間には今でも其取残しの大石があると言ふ事を聞かれて公は俄に興味を催し、実地検分の上遂に此石に着目せられたが、固より非常の大石なれば牛二十四頭を以て牽き来るに、道路がメリ込て運搬非常に困難を感じしも、今日と違ひ其頃は道路に障害物が少かつたので、首尾克く庭前に引入る事ができたさうである」と述べている²⁷⁾。

左方の小徑を繞り、杉樹の蔭を過ぎて巨石の裏手に出れば、こゝは鬼芝を細かく刈こみたるや、平坦の小丘にして、左方は杉樹轟々とし、右方は清流の上にしてや、廣く池の如くひろがれるが、其底はいと浅くして尚ほ川の趣致を失はず、打杭ありて一段をなし水落て淙然たり。(p.2-3)

周囲に杉が植わる巨石付近の園路を西奥に進むと、芝生が細かく刈り込まれた平坦な小丘に至る。その北東側には杉がそびえ立ち、南西側にはやや池のように幅の広がった流れが広がる。流れ底はとても浅く、打杭によって落差が一段築かれていたことが述べられている。この箇所は、現在の〈⑤池—e 芝地周辺・東側〉であり、現

状との大きな違いはみられない。

川に沿ひ斑入笹の茂れる小徑を横ぎりし時、取次の人は後ろを顧りみ曰く、ア、侯爵が見江ました、左様ならばと、流れを渡り前方に向ひ辭し去る。(p.3)

流れに沿ってある園路の傍らには、斑入りの笹が植わっていた。この箇所は、現在の〈⑤池—e 芝地周辺・北東側〉に該当し、現状との大きな違いはみられない。この斑入りの笹は現在も同箇所で生育している。

再び斑入笹の茂れる小徑を過ぎ、川べりに出で前方を見れば、杉樹楓樹など錯出掩映して稍暗き處、白玉簾の如き大瀑懸り、突然偃蹇せる怪石巨巖に觸れて三段となり、其聲轟々淙々とし、兩岸の樹木小草また氣勢を生ずる如く覺へぬ。(p.3-4)

前述の斑入りの笹が植わった箇所から南進し、沢飛び石の打たれた流れに至り東側を見ると、杉や紅葉が林立する暗がりの中に、玉簾の白滝のような滝が、突如として高く聳えている。それは、特徴的な巨石によって3段に組まれており、大きな音を立てて澱みなく流れていた。この箇所は、現在の〈⑤池—h 滝口周辺〉に該当する。山県は、この滝に関して「…此前東京から連て来た橐駝師は、あの石の畔にず一つと前へ向て枝の垂れ走つてゐる松を栽るとよいといふたが、どうも此地には夫に適當したよい松がないからいかん、それで其橐駝師は、ここに坐つて三日考へておつたか、夫まで瀧壺がなかつたのをこしらへる

ことと、外一二注意して、もう外には何にも申上ることがないと云ふて帰りおつた」と述懐している²⁸⁾。この東京の橐駝師とは、山県が好んで使った「(岩本) 勝五郎」という庭師であったとみられる⁽²⁹⁾。

歎賞之を久ふし川を渡りしが、前岸は緑樹葱々とし、其奥に八九輪ほどの石塔を安んず。こゝを過て岸邊は青氈の如き芝艸いと淨く、楓樹並に岩石の配置また面白し。(p.4)

黒田がつくづく感心しながら流れを渡ると、前方南側の岸辺には樹木が生い茂り、8・9重の石塔が据えられていた。その辺りを過ぎて岸辺に至ると、青い毛氈のように清らかな芝地があり、紅葉が並び立つ中に景石が据えられていたことが述べられている。この箇所は、現在の〈⑤池—g イロハモミジ周辺〉であり、紅葉林と景石との関係性に関心が持たれていたことが言及されている。前述の8・9重の石塔は現存しない。

(2) 黒田天外が聞き書きした

山県有朋の言述

黒田天外は、自身の体験談に加えて、山県の言述についても記録している。以下、その箇所を抜粋し現状の無隣庵の様子と併せて分析する。

候曰く、この石の据へ方などなかゝ、苦しんだじや。と、眞に然らむ。(p.4)

ここでは、(⑤池—g イロハモミジ周辺)の景石の据え方がとても困難であったことが述べられている。

候は一の平面石の苔の下低く歿せるを指さし、曰く、之は据ゑた時はよかつたが、苔が上りをつて低くなつたから困つてゐるのだ。と、(p.4)

山県は、苔の下が低く沈んだ平坦な石の一つを指さし、苔が盛り上がり次第に低くなって困っていたことが述べられている。この記述からだけでは、当該の箇所と現状との照合が困難である。

左手なる小徑を過れば、一棟の茶室あり。候曰く、これは元岡本某とかいふ國學もあり且つ茶の好きな者が建たもので、以前は彼方にあつたのをこゝへ引かせたのだ。(p.4)

敷地南側の園路を進めば一棟の茶室がある。山県いわく、元々これは国学者で茶の湯を好んだ岡本某が建てたものであり、以前は別所にあったものを無隣庵に移築したという。この箇所は、現在の〈②露地—a建物周辺〉に該当する。この岡本某という人物について、具体的な説明はないが、同時代に活躍した国学者として岡本保孝(1797～1878)がいる³⁰⁾。一方、高橋義雄はこの茶室の由来を「珠光の好みで藪内紹智の家に在る燕庵を写されたるもので、是は丹波の古望某氏方にあつた古席を蹲踞石、石燈籠諸共に当初に移されたと云う事である」³¹⁾と述べているが、前述の山県の証言とは一致しない。また高橋は、この茶室の利用について「明治29年京都南禅寺畔に無隣庵を經營せられたときには庭隅に三疊台目の茶席を造り京都の道具商で松岡嘉兵衛と云つた老人を招いで点茶手前を稽古し、又茶客を招ぐに必要な道

具を取揃へ、自ら主人と為つて当地の茶人伊集院兼常望月宗匠などと呼ばれた事があつた³²⁾と述べ、山県が松岡嘉兵衛⁽³³⁾という道具商から茶の湯の手前を習った可能性を示している。

侯は其西手勾欄のつきたる椽端を指ざして曰く、こゝは元利休が祭つてあつたのを取拂つたので、叡山など能く見へ眺望がよいから出て見玉へ。と、余は乃ち出て欄に凭りしが、此日は天氣いと清和なるも、薄き靄立罩めて叡山はよく見へず、前なる東山は藹々として、尚ほ一重の薄絹を隔つるが如く、風趣殊に佳絶なり。侯曰く、ム、今日は靄でよく見へんな。(p.5)

山県は、茶室北西の勾欄が付いた縁の端を指さして、その部分には元々利休像が祀つてあつたが取り払つたと述べ。そこからは、比叡山がよく見えて眺望がよかつたという。現状の茶室も、北西角には勾欄が付き外が眺められるようになっていた。また茶室西角に利休像が祀られていたということは、その箇所が祖堂(利休堂)であつたことを意味する。

悉く見終り侯に従つて出しが、余は此茶室は何といふ御名でムいますかと問へば。侯は答へて、ム、まづ草川廬とでもしようかと思ふので、夫は此前の小川は草川といひ、昔からの名所であるといふのから。と、語られぬ。(p.5)

黒田が茶室の名称を訪ねた所、山県は、そもそもこの(敷地の前を流れる)小川は草川と言ひ、昔から知られる名所なので、

茶室の名称は「草川庵」とでもしようかと言つた。『京都坊目誌』によると草川は、「水源駒が瀧に発し。末は白川に合す」³⁴⁾とあり、南禅寺境内の東側山奥に現存する駒ヶ滝を源流とする自然河川であつたが、すでに絶えたものと考えられる³⁵⁾。前述の『新撰花洛名勝図会』の挿図では、丹後屋と瓢亭の北側に一筋の流れが東西に流れていた様子を確認できる³⁶⁾。江戸期の丹後屋と瓢亭は、「古今の名物両店の繁盛ハこれも花洛の一奇といふべし」といわれた³⁷⁾。さらに『都林泉名勝図会』には、「名物南禅寺湯豆腐店」として、丹後屋の店先の様子を描いた挿図があり、店内には水流上に橋が架かつた様子が描かれている。『新撰花洛名勝図会』と『都林泉名勝図会』の挿図を照合すれば、その水流は、暗渠を潜つて瓢亭に通じていた可能性がある³⁸⁾。

また進む數歩、侯は瀑布の下流と草川と合流する畔に佇立し、南手なる西洋造の二層樓を顧りみて曰く、どうもこんな建築は妙でないが、物を藏れる倉庫がないからそれで造つたのだ。ヲ、いづれ繁鬱した樹木などで此方は遮蓋すつもりぢやが。と、小石橋を渡り、從ひて書院に歸りぬ。(p.5-6)

山県は、琵琶湖疏水から引水した滝から西側の流れと草川が合流する地点に立ち、南方にある2階建ての洋風建築は、収蔵する倉庫がないので造つたものであり、いづれ樹木で鬱蒼とさせて遮蔽するつもりと言つた。その後、山県と黒田は小さな石橋を渡つて書院に歸つた。この箇所は、現在の〈④流れ—dコケ地周辺〉に該当する。この洋館について、高橋は「西洋館は老公

の防寒室とも云うべき物である」と述べている³⁹⁾。

それで此地の橐駝師などは、瀑布の岩石の間に齒朶を栽るといへば不思議に思ふ。樅の樹もここに三十本程栽たが、常時は樅樹といへば橐駝師の畝に僅か一二本よりなかつて一向使はんものと見へたが、今では何十本でも持てゐる。(p.9)

黒田を引き連れて書院に戻った山県は、滝石組みの間に生えるシダ〈⑤池—h 滝口周辺〉やモミ〈⑥外縁・北西端〉は自身が意識的に植えたものであり、無隣庵の築造当時そのような植栽の仕方は一般的ではなかったと述べた。

また此川の畔に、野によく咲てある、アアそれ、ヲヲ木瓜、木瓜を栽さしたが、三年かかつてもどうもつかん、其癖野では踏だり何かしてよく咲てゐるが喃。そうしれ尚ほ川畔には、岩に附着たように低く躑躅を作るつもりで、橐駝師に刈込を命じてゐるのだ。(p.9-10)

〈④流れ—d コケ地周辺, e 芝地周辺・東側〉の園路際に植えられたクサボケ(草木瓜)は、山県が意識的に植えたものであった。〈④流れ—d コケ地周辺, e 芝地周辺・西側〉の景石周りに植えられたサツキ(躑躅)は、山県自身が岩に附着したように低く刈り込むように京都の橐駝師(庭師)に指示したものであった。

それから京都の庭には苔の寂を重んじて芝などといふものは殆ど使はんが、この庭園一

面に苔をつけるといふとは大変でもあるし、また苔によつては面白くないから、私は断じて芝を栽ることにした。尤も川の此方は先の久原が栽て置いたので、被方は鬼芝を栽てそれで時々刈せる、費用はなかなか多くかかるが此方がよいようじや。夫でこの庭園の樹木は重に杉樹と、楓樹と、そして葉桜三本でもたすといふ自分の心算であるがどうか。また水といふことについて、従来の人には重に池をこしらへたが、自分は夫より川の方が趣致があるやうに思ふ。よく山村などへ行くと、此前のような清川が潺々と繞(めぐ)つて流れてゐるが、あの方が面白いからここでは川にしたので。(p.10)

山県は、園内の地被植栽を苔ではなく「芝」にすることを意識していた。しかし一部は既に庭造りを任せていた久原が植栽していたため、その他の範囲はオニシバを植えた⁴⁰⁾。ここで久原が植栽した地被植物の種類と位置については記述されていない。山県は、無隣庵の主な植栽構成を杉と紅葉、ヤマザクラ(葉桜)とすることを意識していた。このヤマザクラ3本は現存しない。また山県は、無隣庵の園池を、従来の庭造りにおいて好まれてきた溜まり池状ではなく、山村を流れる清らかな川のような流水状とすることを意識していた。

(3) 石碑〈御賜稚松の記〉にみる

山県有朋の無隣庵に対する関心

山県は、明治34年(1901)に明治天皇から御所の稚松2株が下賜され、それらを無隣庵に植えたことを記念して、同年11月に〈御賜稚松の記〉と題した石碑を園内に建立した。それは〈⑤池—d コケ地周

辺に現存している。その文面⁴¹⁾には、山県の無隣庵に向けられた意志を示す記述がある。この出来事について高橋は、「然るに明治天皇陛下此事を聞き召れ、京都宮廷の稚松2株を賜はつたので、公は之を庭前に植ゑ、程経て其松の写真を天覧に供するや、陛下より有り難き御製を賜はつたので、公は恩賜稚松の記の石碑を建て（後略）」たと述べている⁴²⁾。なおこの松は、平成18年（2006）10月に松くい虫被害により枯れて伐採された。（写真3）

自然の風致には富たれとなかれのほそきかいささか物たらぬ心地すれは琵琶湖の疏水を松杉深きあたりに引入れしに落る瀑の音のはけしくみやまのおくもかくこそあらめと思ふはかりなり又なかれのゆるやかなるは沙（砂）白く底すみて魚のひれふるさまなと見ゆ

元より無隣庵の立地は自然の風趣に恵まれていたが、山県は、草川の水量に物足りなさを感じていた。そこで無隣庵の敷地東側から琵琶湖疏水を引水し、周囲に松と杉を植えたところ、激しい水音が響く深山の奥といった様相になったという。またその後、流れとなった水流は緩やかで、池底の白砂が魚の動きを通して透けて見えた。

ここから、〈⑤池—h 滝口周辺〉の松と杉は、山県が意識して植えたこと、琵琶湖疏水の豊富な水量と清浄さが重要視されていたことが読みとれる。水流は、滝口の流れが激しい一方で、流路になると穏やかであった。なお、山県は、無隣庵への疏水の引水に当たって、琵琶湖疏水的设计に携わった田辺朔郎に手紙を送っている（「山

県有朋書簡」⁴³⁾）。

又ふたつみつかさなりたるもおかし苔の青みたる中に名もしらぬ草の花咲出たるもめつらし

また、趣のある2・3種類の苔の青味の中に、名も知らぬ花が咲き出るのも賞美すべきである。ここから、山県が園内の多様な苔に趣を意識し、さらにその中に野草が生える様を評価していたことが分かる。

秋は夕日はなやかにさして紅葉のほひたる冬は雪をいたたける比叡の嶽の窓におちくるこちして折折のなかめいはむかたなし

春夏秋冬の景観の趣が述べられる中で、秋は、明るく人目を引きつける夕日に映えて紅葉が美しかった。冬については、比叡山の頂に抱かれる雪が窓に落ちてくる気分がする。四季折々の眺めは何とも言いようがない。ここから、紅葉と主屋内からの比叡山への眺めが意識されていたことが知られる。

晨には文をよみ夕には歌を詠しあるは茶を品し碁を圍み又は酒をくみ時に今古を談論するなどたに世の塵を洗ふのみかはさるに此草廬の成りたることおもほゑすもかしこき

朝には文章を読み、夕方には歌を詠む。また茶を嗜み、碁を打ち、酒を飲むときに、古今について話し合う。単に世の中の煩わしい雑事から逃れるだけのやりとり

のために、無隣庵は成り立っていると感じる。

山県にとって無隣庵は、政治的に利用されることはあっても、主として世塵から逃れ、親しい人と交わり、文芸や飲食を楽しむための場所であることが意識されていた。

(4) 山県とその周囲の人々における

無隣庵への関心

『続江湖快心録』では、黒田天外に対する山県の語りとして、無隣庵の庭の築造における意志が以下のように記述されている。

そこでいよいよ庭園をやりかけることになったが、京都に於る庭園は幽邃といふことを重にして、豪壯だとか、雄大だとかいふ趣致が少しもない。いや誰の作だの、小堀遠州じやのといふた處で、多くは規模の小さい、茶人風の庭であつて面白くないから、己は己流儀の庭園を作ることに決した。(p.6-7)

山県は、旧来の京都で築造されてきた狭小な「茶人風の庭」ではなく、独自の考えに基づいた庭造りを意識しており、その築造の結果として伊集院兼常(1836-1909)から以下のような評価を得たと述べ、非常に喜んだ。

なかなか園藝について遠い男じやが、此庭園を見せてどうかと云うたら。実に結構だよく出来た。若し私にどうかと仰しやれば、そりや私は私の考へもあるが、そうすれば一々處をどうといふわけにいかず、皆變てかからねばならんが、然し之で結構で、実に名作です

と、伊集院から園藝博士の号を贈りおつたじや。アハハハ、どうか。(p.9)

そもそも黒田天外が無隣庵を訪れた契機は、『続江湖快心録』の前作に当たる『江湖快心録』において、伊集院兼常より「…ハア、山縣侯の無隣庵の庭ですか、あれは全く伯自身で造られたので、お素人としては感服の外ありません。」⁴⁴⁾と聞いたことであつた。『続江湖快心録』の冒頭において黒田は、無隣庵訪問の動機を以下のように記述している。

同庭園(無隣庵)につきては曾て伊集院兼常氏より、其経営配置一に候の匠心獨運に出で、而も豪壯雄興広にして一種の面目を具へ、小堀遠州以外新に一識を建たるの作にして、実に賞嘆すべきものなりと聞き(後略)。(p.1)

次に晩年の山県の側近を務めた入江貫一は、大正11年刊行『山県公のおもかげ』(昭和5年増補再販『山県公のおもかげ附追憶百話』⁴⁵⁾)において、山県の幅広い公私に関する出来事を記載し、その中には無隣庵についての言及がある。

築庭は公の唯一の道楽であつた、平生誠に質素儉約的な公も苑庭の為めには数千円時としては万円を擲つを辞せなかつた。公の築庭法は独特の妙味を具へ、自然を利用し、自然を模倣し且自然を作出するように務められた。京都の無隣庵は東山の翠巒を取り入れ、庭の一隅には松杉の類を植えて麓と為し、清泉を穿ち山紅葉と山躑躅とを配して、並に東山の峯より落つる溪流を作つたのである。朝

夕の景色は常に東山を回る雲霧の去来に従って千態万様の变化を興へる。(p.71-2)

京都の無隣庵も庭はよいが家屋は誠に手ぜまである。秘書官や副官が随行して滞留する時は、八畳と四畳の二間続きの二階を占領する外に居場所がない、而して其直下は即公の居室兼寢室である。其外には客間と西洋間とが一つあるのみで、他は玄関勝手といふ次第である。がそれが為め私共の京都滞在は昼も夜もずいぶん窮屈なもので、高笑ひをすれば下に聞こえ、うつかり尻もちをつけばすぐ下に響く、誠に始末の悪い次第であつた。(p.90-91)

山県が質素な生活を送ったことは、同時代の多くの人々が認めるところであつたが、庭造りに関しては例外的に山県が私財をはたいていたことを、入江は指摘している。後述するように、入江が無隣庵の朝夕の光景について言及できたのは、彼が枢密院議長秘書官として山県と共に無隣庵で宿泊していたからであつた。

自然の風光も公に取りては楽しみの一つであつた。東山の春の曙、西山の秋の夕は晩年まで公を京都に惹付けた。公が八十以上の高齢に達し著しく健康を損ぜらるゝに至る前は、公務の余暇必ず毎年京都を訪ふ事を欠かされた事は無い、京都は実に公の欠く可からざる悠游の地であつた。(p.75)

晩年の山県は、公務の余暇ができるとその風光にひきつけられて毎年京都を訪れていた。彼にとって、ゆったりと落ち着いた時間を過ごすことのできる京都は欠か

せないものとなっていた。

宮中顧問官御歌所寄人を務めた井上通泰は、山県の京都における人間関係について記述している。

入江貫一君の「山県公のおもかげ」中に挙げられた歌道の友の中に、京都の須川信行翁がおちてみたやうである。此翁は渡忠秋の没後小出(榮)翁の門に入れ小生にも疑を正された人であるが、公が京都の無隣庵に居らるゝ間は終始歌の友とせられた。公は此人を斯道の先輩として尊敬して居られたから。(p.244)

最後に、大正11年の山県の危篤時、鳩居堂の主人を務めていた熊谷直之は、「京都日出新聞」の取材に答えて、山県における無隣庵の築造の動機が、「京都を終焉の地としたい」ことにあつたと話した⁴⁶⁾。またこの記事からは、山県が『都林泉名勝図会』に「名物南禅寺湯豆腐店」として紹介された丹後屋を買収して無隣庵を築造したことが分かる。

(5) 小結

『続江湖快心録』や「御賜稚松の記」などの無隣庵に関する記述と現行の無隣庵の状態を照合すれば、山県の存命中の形態をよく残していることが明らかとなった。目立った変化としては、サクラと恩賜稚松の枯失、8・9重の塔の亡失、比叡山への眺望の遮蔽がある。また黒田が無隣庵に対する感想の中で、「何れも候が心匠のかかる余事にまで明瓏秀絶なるを」⁴⁷⁾と述べているように、無隣庵の築造は彼自身の強い意志が働いており、活発な利用をしていた

ことが明確である。その意志は、漠然とした空想のようなものではなく、詳細にわたって具体的なものであり、無隣庵は、周囲の人々の意見を受け入れながら幾度かの改修の手を加えて完成に導かれていった。とくに注目されるのは、信頼を置いていたという庭師・岩本勝五郎に相談しながらも、庭造りを託さなかったことにある。それは、無隣庵の築造に対する山県の強い自意識の表れにほかならない。

そこで着目に値するのが山県と伊集院兼常との対人関係、そして熊谷直之の言述である。

山県は、無隣庵の庭造りにおいて、伊集院の存在を強く意識していた。それは、山県が伊集院から無隣庵に対する大きな評価を得て、大きく喜んだ様子から窺い知れる。伊集院は、鹿児島門閥の出身で、薩摩藩の宮繕関係の仕事を手掛けた後、明治維新政府の官僚や軍人を経て実業家として活躍した。宮家の御殿などの建築に携わったことでも知られる⁴⁸⁾。現在臨済宗の寺院となっている廣誠院（京都市中京区）と對龍山莊（同左京区）の前身は⁴⁹⁾、かつて伊集院自身が手掛けた別荘であった。山県と伊集院の京都における普請活動は、以下のように示される。

明治24年（1891）	東生洲町無隣庵
明治25年（1892）	一之船入町伊集院 別邸（現・廣誠院）
明治29年（1896）	南禅寺福地町伊集 院別邸（現・對龍山莊） ⁵⁰⁾
明治30年（1897）	南禅寺草川町 無隣庵

日常生活の中で手を加えられ続ける個人の庭・建物は、完成時期を定めることが難しいため、上記の竣工時期は前後することが前提であるが、山県と伊集院が隣接地において相次いで普請活動を行っていることは明らかである。元老と呼ばれる地位にあり、庭造りが趣味であることを世間に知られた山県が「園藝について遠い男」と言ったのは、庭造りの専門家として伊集院に一目を置いていたからである。生涯にわたり戦争と政争に関わり続けた山県に対して、伊集院は若くして庭造りと普請に親しみ、薩摩藩、明治政府、日本土木会社において長年実務に携わり（表1）、さらに「自宅のみで十三ヶ所、妾宅を五ヶ所造った」⁵¹⁾ いわば達人である。「素人」⁵²⁾である山県には、その専門家に認められる庭を築造することを意識し、その結果として生まれたのが無隣庵であった。普請の実績としては、伊集院に一日の長があるのは当然だが、この時期に両者は競い合って普請活動を行っていた。山県における無隣庵築造の動機の一つには、「園藝について遠い男」であり、いわば憧憬の対象であった伊集院に自身の庭造りを認めさせたいという意識が働いていたと推察される。つまり無隣庵の庭造りは、伊集院との切磋琢磨を通して、山県自身の強い意志に基づいて行われたことに根本的な意味がある⁵³⁾。

次に、山県における無隣庵の築造の動機が、京都で人生の最後を終えたいという意志に基づいていたという指摘は、管見によると熊谷直之だけによるものである。『続江湖快心録』では、「鳩居堂の二逸」と題し、黒田が熊谷らに対して行った鳩居堂の6代直恭と7代直孝の足跡についての聞

き取りが記述されている⁵⁴⁾。それによると7代直孝は、勤王の志士の為に尽力した人物であり、逝去後の明治36年に当時宮内大臣であった田中光顕より従五位を贈られた。熊谷直之は、「鳩居堂薫香筆墨文房具製造業」の9代目主人であり、陸軍において大尉を務めた⁵⁵⁾。後述するように熊谷直之は、無隣庵保存会の理事を務めており、山県との接点は先代からの出入り業者という関係であった。京都日出新聞が山県の危篤と聞きつけて一番に熊谷の元を訪問していることからすれば、両者の付き合いは親密であったと推察される。よって、熊谷の言述の信憑性は高いと考えられる。

先述のように、無隣庵の築造を計画した時、山県は政界と軍部との双方において困難な立場に置かれており、体調不良でもあった。死の直前まで権力に執着し、掌握し続けた山県の生涯を知る後世のわれわれにとって、にわかに信じがたいが、京都に邸宅を築造し人生の最後を終えたいという意志があったということは、日清戦争の前後において彼が引退を覚悟していた可能性を示している。そうなれば、東京の椿山荘も同時に引き払うことになっていたであろう。結果的に引退を免れた山県は無隣庵を別荘として利用し続けるが、その築造の計画段階において無隣庵は終の棲家あるいは隠居所、つまりは本宅が想定されていた可能性がある。

山県にとって無隣庵の利用形態は、複雑な対人関係に巻き込まれた彼自身の状況に応じて変化をしながら、公私の両面にわたりその人生を充実させるものであった。それは、山県有朋の娘婿で、有朋の養嗣子^{ようしし}である有光の実父・船越光之丞（貴族院議

員、男爵）による、山県の日常生活への言及からも窺い知れる。

公の健康に留意されたことは非常なもので、公が築庭に非常な趣味を有たれて居たことは、世間に知られて居ることであるが、或る日私に向ひ、おれは庭を作るのでこんなに長壽を保つて居るのではないかと話されたことがある⁵⁶⁾。

5. 無隣庵保存会の設立・解散と京都市への寄付

無隣庵の京都市への寄付を記念して編集された『無隣庵』は、山県の晩年から無隣庵が京都市へ寄付されるまでの経緯を、以下のように記している。

本庵は公の晩年、その百歳の後の保全を慮られ側近の士と諮られた上、大正9年6月財団法人無隣庵保存会を設立せられ土地建物其の他を寄付、その永き保存を図られることとなつた。其の後間もなく大正11年含雪公には85歳の高齢を以て薨去せられたが、幸ひ本庵は山縣家並びに保存会関係者の厚き庇護の下に恩賜の松の緑愈々濃く、一石一草すべて公在世当時の面影を其儘に存して今日に至つた。然るに山縣家並に保存会に於ては此の名園を永く世に伝ふるためには地元たる京都市に寄付することを以て最も適当と認められ、右法人を解散の上関係財産一切を京都市に寄付したき旨の申し出があつた。市に於ては喜んでその厚意を受けることとなり、諸般の手續をとり、昭和16年6月正式にその引渡を受けたので、この由緒ある名園を永く保持伝存すると共に適当に公開を

なし公の遺風を偲ぶこととなつたものである⁵⁷⁾。

山県の晩年、無隣庵の保全に関する話し合いが持たれ、山県家より土地建物その他が寄付されて、大正9年(1920)6月に保存会が設立された。なお同年3月には、第一次世界大戦(大正3~7年)後の株式市場の崩壊に始まる<反動恐慌>が生じていた⁵⁸⁾。保存会の設立には行政手続きが必要であるため、その準備は第一次世界大戦の開戦頃から進められていた可能性がある。この保存会設立に当たっての山県の動機について、入江貫一は『山県公のおもかげ』において以下のように記述している。

京都の無隣庵には、先帝御下賜の稚松二本が今は数丈の大木になつてゐる。公は其の歿後万一にも之れが心なき人の手に渡る事あるを虞れ、財団法人を設立して之を永久に保存する事と定め、先年既に法人設立の手続きをも済まされた⁵⁹⁾。

大正11年、山県は85歳で逝去し、国葬として小石川護国寺へ葬られた⁶⁰⁾。山県家及び保存会では、無隣庵を永く世に伝えるためにはそれが立地する京都市へ寄付することが最も適当と判断された。そして山県が逝去した19年後の昭和16年(1941)、京都市へ寄付されることになった。この寄付行為に当たって取り交わされた書類のマイクロフィルムが、京都市に「無隣庵重要書類(昭和15年)」として保存されている。表2は、その際の書類のやり取りの時系列を整理したものである。ま

た、財産目録と昭和14年度の収支決算書は表3、4の通りである。以下、同書類に基づいて保存会解散の経緯を分析する。

「無隣庵重要書類」における「解散許可申請書」によると、保存会の解散と無隣庵の寄付行為の手続きを行った昭和15年当時の理事は、山県有道、三井高広、馬淵鋭太郎、熊谷直之の4名、監事は田中文蔵と入江貫一の2名であった。山県有道(1888-1945)は、有朋の養嗣子・伊三郎の長男であり、貴族院議員、侍従兼式部官を歴任した。三井高公(1895-1992)は三井家第11代当主であり⁶¹⁾、その先代に当たる高棟が明治42年に有朋から小淘庵こゆるぎあんを購入した⁶²⁾。馬淵鋭太郎(1867-1943)は⁶³⁾、山口県知事をはじめ京都府知事や京都市長などを歴任した人物である。田中文蔵は三井物産取締役を務めた人物であり、熊谷直之と入江貫一については、既述の通りである。それら理事のうち、京都市在住の熊谷以外は東京在住であったことからみて、京都府庁・京都市役所との書類のやり取りは、保存会の収支決算書の署名人も務めた熊谷の尽力が大きかったものと推察される。

次に「解散許可申請書」における保存会を「解散セントスル理由並びに顛末」と「現行財団法人無隣庵保存会寄付行為写」の一部を抜粋する。

一、解散セントスル理由並ニ顛末

当法人ハ寄付行為第三条及第四条ニ示スカ如ク無隣庵ヲ保持シテ其ノ名勝ヲ伝存スルト共ニ適宜之ヲ公開シテ其ノ縦覧ニ供スルヲ以テ目的ト為ス從テ之カ目的ヲ達成センカ為ニハ常ニ適當ナル管理経営ヲ必要トス

然ルニ近時ノ世態ニ在リテ庭園技術者ノ如キモ其ノ手練家ヲ求ムコトヲ頗ル困難ニシテ為ニ兎角名園モ充分ノ手入ヲ為スコト能ハサル□アリ又其ノ経営取締ニ付テモ本会ノミヲ以テシテハ未タ容易ナラサルモノアリテ為ニ之ヲ市巷ニ埋没セシムルノ虞ナシトセス

即チ茲ニ無隣庵ノ所在地ニシテ且当法人設立者山県有朋由縁ノ地タル京都市ニ之ヲ寄付スルニ於テハ同市ニ於テ庭園ノ管理ニ付テモ其ノ専門技術者ヲ充分ニ用ヒ得ヘク公開等ニ付テモ極メテ機宜ノ措置ヲ講シ得ヘク即チ之ヲ永ク保持伝存シ得テ当法人設立者ノ真意を具現スルニ遺憾ナキヲ期シ得ヘキモノト認ムルニ依リ茲ニ当法人ヲ解散セントス

現行財団法人無隣庵保存会寄付行為写

第三条 本会ハ無隣庵ヲ保持シ其ノ名勝ヲ保存スルヲ以テ目的ト為ス

第四条 無隣庵ノ庭園、邸宅及財物ハ別に定ムル所ニ依リ公開シテ其縦覧ヲ許スコトアルヘシ

保存会は無隣庵の名勝的価値の保持を主旨とし、寄付金を運営資金として、庭・建物や所蔵物の公開事業を行っていた。その実情は、大正9年（1920）に高橋義雄が植治を伴って公開中の無隣庵へ訪れた記述から窺い知ることができる。

老公は（中略）、遂に当園保存の財団法人を組織して之を永遠に保存すると同時に、或る方法を定めて或る程度まで風流雅客の縦覧を許さるる都合であると聞及んだ、然るに余は十一月十一日午前偶々三條通り白河筋の

橐駝師小川治兵衛通称植治方へ赴き、庭石を見聞する序があつたので、植治めを伴ひ久方振にて無隣庵を訪れた處が、当庵築造時より庵守を勤め居る瀧本増蔵と云ふ老人が余等を迎へて、先づ玄関の方より案内して呉れたが（後略）⁶⁴。

以上のように、京都市への寄付というかたちで無隣庵を将来に継承しようとする取り組みは、太平洋戦争の直前、山県家あるいは晩年の有朋と親密にしていた政財界人と行政機関の協力・連携によって成就した。

記録に基づく限り、山県が存命中に保存会を創設し無隣庵を譲渡する上で直接的に意識されていたのは、庭の形態の保持、公開、恩賜稚松の継承であった。ただし「京都日出新聞」に大正11年（1922）2月3、4日の両日に渡って掲載された特集記事「無隣庵と含雪公」の副題である「お気に入りの林泉—御下賜の松、お相手は閑人連—南禅寺畔の散歩—清風荘の西候との往来—」を前章までの資料を照合とすれば、無隣庵の譲渡は、伊集院兼常に評価を受けた自らの庭造り、公務の余暇における生活、京都の自然の風光に対する愛着、西園寺公望との交流関係などを記念する山県の意志が働いていた可能性もある。

そして保存会の解散と京都市への寄付は、「この由緒ある名園を永く保持伝存すると共に適当に公開をなし公の遺風を偲ぶこと」、すなわち山県の意志を恒久的に継承することが意識されていた。結果的にそれは、山県個人の意志を引き継ぐことに限定される訳ではなく、無隣庵の庭・建物の継承を通じて、山県と共に激動の時代を

生き抜いた数多くの人々の意志を後世へ伝える意義が認められる。そのようにみれば、無隣庵には近代の史跡としての意味合いが色濃く具えられている。

6. 結論

山県有朋による無隣庵の築造の動機は、自身の終焉の地として選んだ京都における、邸宅の確保であったとみられる。その要因は、無隣庵の築造が始まった日清戦争中、山県が軍事・政治の双方において窮地に立たされ、さらに身体の調子を崩していたことにより、進退去就を意識していたことにあると推察される。明治30年に無隣庵が一応竣工した後、その窮地を脱した山県が本宅を引き続き東京の椿山荘としたことによって、結果的に無隣庵は彼の別荘となった。

山県は、東京の自邸の庭造りを庭師・岩本勝五郎に託していた一方で、無隣庵の庭の築造は、「己は己流儀の庭園を作ることには決し」周囲の人々の助言を受けながら、自ら指揮して行われた。その結果、素人とはいえ政財界において庭の築造が趣味であることが周知されていた山県が、「園藝について遠い男」と認めていた専門家・伊集院兼常より「園藝博士の号を贈」られることになり、それは当時の山県にとって大変名誉なことであった。伊集院は、黒田天外に対して無隣庵を「其経営配置一に候の匠心獨運に出で、而も豪壯雄興広にして一種の面目を具へ、小堀遠州以外新に一識を建たるの作にして、実に賞嘆すべきものなり」と語っているように、従来の京都の定石を逸した「素人」の庭造りが、専門家を

認めさせるほど革新的であったことと、当時の人々へ与えた影響の大きさを物語っている。その無隣庵が、保存会の創設によって公開され、後に京都市へ寄付され形態を保持し続けていることによって、近代京都の庭造りのメルクマール(Merkmal/指標)として周知されることになった。

保存会開設以前の無隣庵は、その洋館で日露開戦についての会議がなされるなど公(政治)的利用をしつつ、公務から離れて京都の自然を体感し、趣味である歌などを楽しみ、親しい知人と会合するなど、山県の心身にわたるセーフティネット(safety net/安全網)として機能した。

無隣庵の築造から継承にかけての経緯を振り返ると、明治維新後の度重なる戦争がその存続にかけての契機となっている可能性が知られる。無隣庵の築造は日清戦争中に始まり、先述のように日露開戦に関する会議が行われ、第一次世界大戦後に保存会に移管され、太平洋戦争の直前に京都市へ寄付された。記録がないため、それぞれの経緯が直接戦争と関係していたとはいえないが、戦争による経済状況の変化が無隣庵の継承のあり方に影響を及ぼしたことは想像に難くない。

こうしてみると無隣庵は、山県の生涯にわたる公私(軍事・政治・趣味)の足跡が象徴されており、彼の存命中の形態を色濃く残すその土地の存在をもって、彼と同時代の人々の交流とその周囲で生じた数多くの出来事、さらには近代の庭園文化の画期を記念している。

謝辞

本稿の執筆においては、数多くの方々の

協力を賜った。京都工芸繊維大学の矢ヶ崎善太郎先生に貴重な資料を貸与頂いたことは特筆しなければならない。この場を借りて皆様に感謝と御礼を申し上げます。

注・参考引用文献

- 1) 「名勝無鄰庵庭園」の名勝指定の理由は、以下の通りである。
無隣庵は、明治27・28年(1894・1895)頃山県有朋の別邸として築造されたものである。東部に三段より成る滝を落とし、溪流を作り、沢渡をおき、やがて溪流を広くして池の趣を現わし、再び水流となし、池の流れと合して西に導く。水は常に浅くゆたかに波を打って美しく流れ、2、3箇所に落水を作っている。
水辺の芝生は広い水面と共に明るい近代的庭景を与えるのに役立っている。樹林を越えて東山の諸峯は借景となる。
明治時代における優秀な庭園である。
- 2) 平成15年9月2日の地方自治法の改正に伴って創設された制度である。旧来、公の施設管理は、公共団体・公共的団体等に限定されてきたが、指定管理者制度により、公共的団体に加え民間事業者も公の施設管理を受託できるようになった。指定管理者は、公の施設の管理の権限を受託し、使用許可等も行うことができる。(成田頼明 監修『指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引き【改訂版】』, 第一法規, 2009年。)
- 3) 「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例」(昭和16年7月1日条例第19号, 平成27年11月5日施行)。
- 4) 形態概念図と形態ツリー図とは、元々、文化財庭園の保存管理の実践において考案された図式であり、『京都市指定名勝立本寺庭園 平成定期修理報告書』(日蓮宗本山立本寺, 平成23年)で実用化された呼称である。形態概念図は、庭内を機能・利用形態に基づいて分節し呼称を付与した平面図であり、形態ツリー図は、庭の形態構造をツリー図で示したものである。
- 5) 矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と数寄空間に関する研究』, 1998年, p.34-45。
- 6) 矢ヶ崎善太郎, 前掲書, p.15。
- 7) 国史大辞典編集委員会 編『国史大辞典』第14巻, 吉川弘文館, 1993年, p.117-8。
- 8) 京都市『京都の歴史 8 古都の近代』, 学芸書林, 1975年, p.85,88。
- 9) 矢ヶ崎善太郎 前掲書, p.42。
- 10) 『新修京都叢書第19 京都坊目誌3』, 林泉書店, 1968年, p.543。
- 11) 京都市『史料京都の歴史 第8巻 左京区』, p.161。
- 12) 木村明啓編『新撰花洛名勝図会 第2巻』, 林芳兵衛, 1864年。
- 13) 黒田天外『続江湖快心録』1907年, p.6。
- 14) 田中光顕は、明治期の宮邸政治家として知られ、明治7年に陸軍会計監督に就任して以来、山県の知遇を得た。(安岡昭男「明治期田中光顕の周辺」『法政史学』37号, 1985年, p.11-17)。また田中は、自著『維新風雲回顧録』(大日本雄弁会講談社, 1928年, p.354)において、第2次長州戦争後の慶応2年(1866)3月頃に京都の薩摩屋敷で共に潜伏したと記している。
- 15) 佐藤信「山県有朋とその庭」『日本研究』第51集, 国際日本文化研究センター, 2015年, p.67-68。
- 16) 伊藤之雄『文春新書684 山県有朋 愚直な権力者の生涯』, 2009年, p.285-6。
- 17) 伊藤之雄 前掲書, p.291。
- 18) 京都市: 史料京都の歴史 第8巻 左京区: 1985, p.52。
- 19) 高橋義雄『山公遺烈』, 慶文堂書店, 1925年, p.277。
- 20) 古稀庵記録保存調査団 編著『山県有朋旧邸小田原古稀庵調査報告書』, 千代田火災海上保険株式会社, 1982年。

- 21) 徳富猪一郎 編『公爵山県有朋傳 下巻』1933年, p.542-3。
- 22) 京都市土木局庶務課『無隣庵』, 京都市役所, 1941年, p.3。
- 23) 矢ヶ崎善太郎, 前掲書, p.117-9。
- 24) 大仏殿は, 文禄2年(1593)に上棟, 同4年にほぼ完成した。昭和48年(1973)の火事により焼亡した。
平凡社地方資料センター 編『京都・山城寺院神社大辞典』, 平凡社, 1997年, p.608。
- 25) 国の史跡「方広寺石塔および石塔」(京都市東山区茶屋町)
- 26) 黒田天外, 前掲書, p.6。
- 27) 高橋義雄, 前掲書, p.280。
- 28) 黒田天外, 前掲書, p.8-9。
- 29) 高橋義男『目白椿山荘講評 箒のあと』, 秋豊園出版部, 1936年。
- 30) 江戸後期から明治前期の国学者で, 明治政府では大学中博士となった。明治11年小石川柳町の家に没す。
国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第2巻, 吉川弘文館, p.758。
- 31) 高橋義雄, 前掲書, p.34。
- 32) 高橋義雄, 前掲書, p.286-8。
- 33) 松岡嘉兵衛については, 詳らかではないが、『新撰京都叢書第9集』所収の『西京人物誌』(p.425)には, 「上京区第二十三組新町夷川北」で道具商を営んでいた松岡嘉右衛門の名がみえる。「春海懐古録」(「淡交」17巻8号~14号: 1963)によると, 松岡嘉右衛門は, 道具商として三井家に出入りしていたことが知られる。
- 34) 『新修京都叢書第19 京都坊目誌三』, 臨川書店, 1968年, p.542。
- 35) 駒ヶ滝は, 現在も水流が活きており, 南禅寺参道の南側を流れる南禅寺川に通じている。
- 36) 木村明啓編, 前掲書。
- 37) 秋里籬島『都林泉名勝図会 2之巻』, 1799年, 心斎橋通北久田老町 河内屋喜兵衛
- 38) 矢ヶ崎善太郎, 前掲書, p.42-5。
- 39) 高橋義雄, 前掲書, p.278。
- 40) 山県が植栽したという鬼芝は, 植物学的にいえばオニシバ(学名: *Zoysia macrostachya*)であり, 現存するシバ・野芝(*Z. japonica* Steud)とは, 別種である。
- 41) 湯本文彦編『京華林泉帖』, 京都府庁, 1906年。
- 42) 高橋義雄, 前掲書, p.23-4。
- 43) 『史料京都の歴史 第8巻 左京区』, p.165。
- 44) 黒田天外『江湖快心録』, 1901年, p.28。
- 45) 入江貫一『山県公のおもかげ附追憶百話』, 偕行社編纂部, 1930年。
- 46) 「京都を終焉の地としたい」, 京都日出新聞, 1922年1月31日。
「愛荘無隣庵買入の一條 山縣公危篤の報を聞いて鳩居堂主人熊谷直之氏を訪へば, 事実ですか, 今朝先方から手紙が来て安心しろとの事で実は喜んで居た処ですがとて長い大息した後後に思ひ出を語つた, 私の先代は山縣公が国を出て長州屋敷に入られて以来の御出入りで, 私は父の没後明治四十年から御伺ひして居る次第ですが厳格を以て聞えた公の事ですから中々人に恐がられたものですが唯元気に任せ一時的の突発した怒りですから根もない程アッサリしたものでした。公の生命は軍事よりは政治にあつた様ですが其の傍閑日月ありて常に庭園の造作に興味を持たれ二十七八年戦役頃木屋町吉富に永らく当時樋口の別荘を故日銀総裁の川田小一郎氏に売つて三萬円を持って居られたので滋賀縣知事申井弘などを同伴者に引き具し自分は京都を終焉の地に仕度いから何処か其居地を求め度いとて散歩の折南禅寺畔で豆腐屋を見付け小憩の際此の小川が面白いとて例の所持金三萬で買う事を決心して藤田に下相談をした処今は博覧会当時で坪五円位だが, も少し待つたら坪一円位には下落仕様と云つたが公は俺も六十歳だから五園位で考へる歳でもあるまいと断然として求め庭の造作に掛り石などは醍醐から引いたもので植治事小川治兵衛に命令したが石が大きいのので甚だ当惑の旨を公に伝えて一鳴を食ひ牛

- 車数両を用意して漸く御意にかなへた、其の後豆腐屋で面白いと云つた名も無い小川は南禅寺草川と云ふのだと聞いて非常に面白がつた、遠景を我物に取り入れるのに妙を得て居て小田原の別荘も頗る見事に其の技巧が出来て居る、小田原と云へば原首相暗殺当時私は公を同地に訪ねて居たが兇変を聞いて公に大変なことがありましたなど云つた所公は唯ウンと云はれたのみで七度八分の熱であつたが机に寄つて居られた此辺でも公の剛腹は何はれます。八十五歳は歳に於ては惜い事はないが何やかやと感慨無量で何から申して良いか解りませんと涙ぐんだ。」
- 47) 黒田天外『続江湖快心録』, p.13。
- 48) 黒田天外「南禅寺の松籟」『江湖快心録』, 1901年, p.18-34。
- 49) 京都市文化観光局文化観光部文化財保護課編集・発行『京都市の文化財 第4集』, 1982年, p.53-54。
- 50) 仲隆裕「對龍山莊庭園」尼崎博正 編『植治の庭』, 淡交社, 1990年, p.66-p.71。
- 51) 黒田天外『江湖快心録』, 1901年, p.26。
- 52) 伊集院兼常は、庭造りに「精しき」者と「素人」との違いについて言及している。前者は、「庭造りの儀礼作法を」大成した「相阿弥、能阿弥、それに小堀遠州、金森宗和、細川三齋、この六人等」のやり方を模倣し、「真行草と、主位と客位が大切で、一つの樹、一つの石としてみなそれぞれ約束がある」ことを守り、「ただ石を然るべく置て、そしてそこに水を落とすばかり」であった。それに対して「……素人のはそうじゃない、こゝへ水をこゝ落そうと種々に作る、そこで天趣といふものをなくするのです」という。黒田天外『江湖快心録』, 1901年, p.26-27,32。
- 53) 無隣庵の庭造りに関する見方は、山県の生前とその後で変化している。生前の山県は、無隣庵の庭造りについて議論した人物として伊集院兼常と「東京から連て来た藁駝師」を挙げ、京都市土木局庶務課『無鄰菴』(p.3)では対談相手として「「植治」の友次郎老人」に言及されている

が、庭造りを特定の人物に託したとは一切語っていない。一方、無隣庵に植治が係ったことを示す資料としては、黒田天外『続々江湖快心録』(1913)に掲載された「園藝の名家」がある。大正2年以前に行われた黒田の取材に対して7代目小川治兵衛は、「處が山縣さんが無隣庵をお作りになることとなり、五尺くらゐの樅を五十本栽へるといふ仰せつけでしたが、其頃樅などといふものは庭木につかいませんので一向なく、漸やく方々から集めて調べましたが、只今では何處の庭園でも樅を多く用ひ、またどうだん、柊、南天などを使ひますのも、山縣さんが嗜矢でゐます。その後平安神宮の神園を作るにつき、山縣さんへ行て居る植木屋を呼べとのことで私が命ぜられました」と、無隣庵に樅を植えたのが自身であるとした。この時点では、自らが庭の築造を手掛けたとは述べていない。山県逝去の直後、同11(1922)年2月5日の「日出新聞」の記事において小川は、「無隣庵を造るにも私は常に呼ばれて意見を戦はしながらあれ迄に仕上げた」と述べた。さらに同大正14年に刊行された『山公遺烈』において高橋義雄は、「山縣老公は、(中略)南禅寺門前通りの北側に新に無隣庵を經營せられたが、繩張は一切老公自身の指図で、その指図に従つて築庭の事に當つたのは今日余が同伴したる植治である(p.279)」と記述している。この一文が、後に無隣庵の築造を手掛けたのが植治とする有力な根拠となっている。高橋は柊ノ尾高山寺(京都市右京区)の遺香庵※の庭造りを小川に任せるなど、両者は親密な関係にあった。高橋が晩年の山県の知遇を得ていたことは、确实視されるが(内藤一成「もうひとつの山県人脈—山県有朋と高橋箒庵—」伊藤隆 編『山県有朋と近代日本』, 吉川弘文館, 2008年。)しかし益田孝(鈍翁)が述懐した所では、山県「公は庭の事が最も御自慢で、私の直ぐ下の弟益田克徳には許して居られたが、益田孝だの高橋義雄だのは庭の事は駄目だから、君等は庭の事などはまあ云は

ぬ方がよからうと云うやうな調子であつた。或時高橋が、目白の椿山荘の庭に、柿の木は取り除いた方がよいと云ふたことがあるが、後で公は、高橋は庭の事はわからぬなあと云ふて居られた(長井実『自叙益田孝翁傳』, 1939年)という。なお、黒田が對龍山荘を訪れた際は直接小川が案内したのに対して(『続江湖快心録』), 高橋が無隣庵を訪れた際は小川を伴っていたものの管理人が案内した(『山公遺烈』)。

※遺香庵は、昭和6年(1931)に明恵上人の700年遠忌を記念して築造された露地。高橋義雄の指導により、7代目小川治兵衛が庭造り、3代目木村清兵衛が茶室の建築を担当した。京都市指定名勝。

54) 黒田天外, 前掲書, p.119-131。

55) 谷元二著『大衆人事録 近畿編』第13版, 帝国秘密探偵社・国勢協会, 1940年。

56) 入江貫一, 前掲書, p.240-241。

57) 京都市土木局庶務課, 前掲書, p.3。

58) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第4巻, 吉川弘文館, 1984年, p.295-7。

59) 入江貫一, 前掲書, p.93-4。

60) 国史大辞典編纂委員会, 前掲書, p.118。

61) 財団法人三井文庫編集・発行『三井家文化人名録』2002年。

62) 前山茂 編著『歴史の町大磯』(第3回修正), 2015年。

63) 歴代知事編纂会会長小川省吾編集・発行『日本の歴代市長』第2巻, 1984年。

64) 高橋義雄, 前掲書, p.278。

いまえ ひでふみ
今江 秀史 (文化財保護課 主任 (名勝担当))

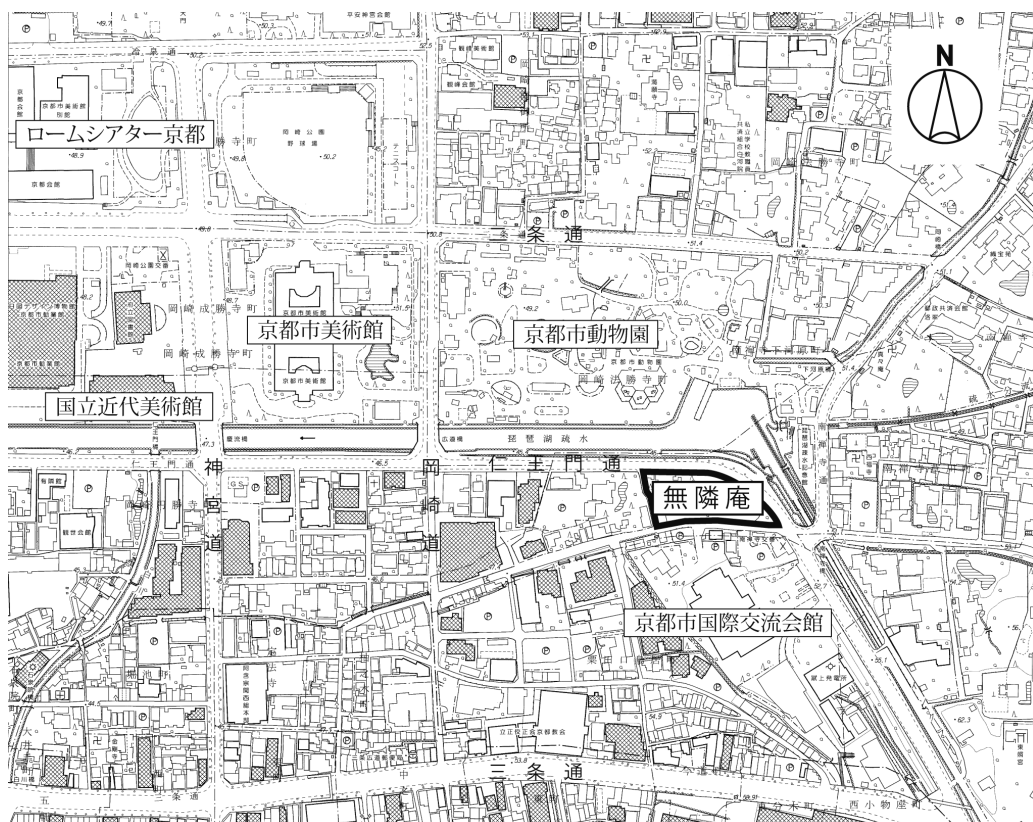


図1 位置図



写真2 無隣庵の庭



写真3 枯損した恩賜稚松（平成18年10月20日）

【解説】

写真中央の直立した樹木が「恩賜稚松」である。その左下に写っているマツの低木の葉の濃度と比べれば、「恩賜稚松」の葉の濃度が薄い。これは本来は緑色の葉が、枯れて茶色になっている状態を示している。この後、松くい被害の拡大を防ぐために伐採された。

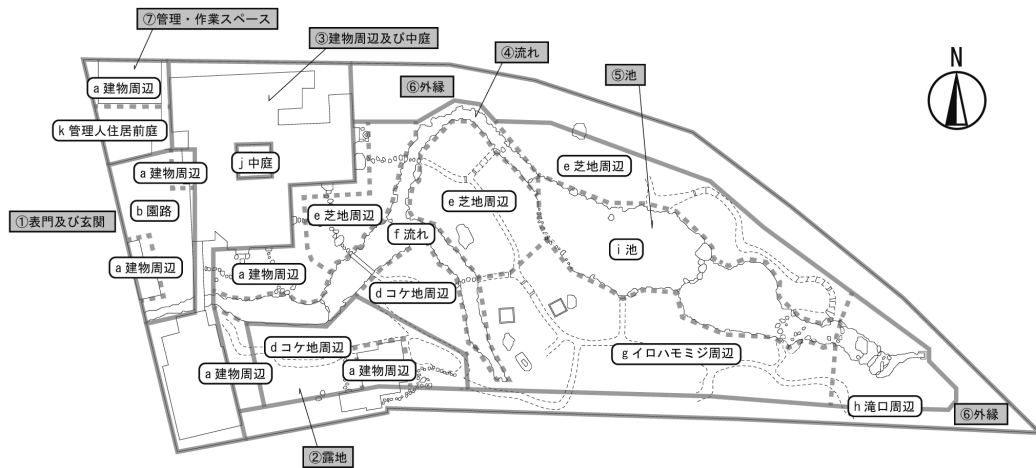


図2 形態概念図

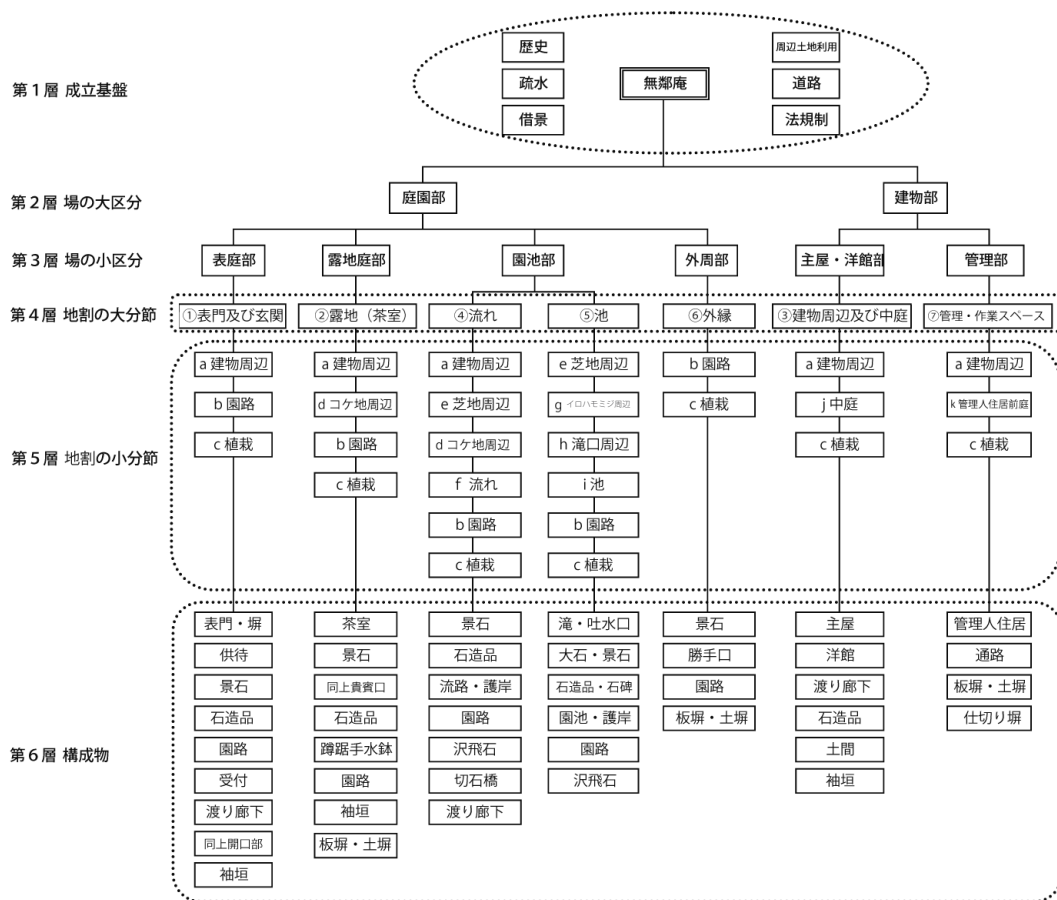


図3 形態ツリー図

表1 伊集院兼常と山形有朋の略歴

伊集院兼常				山県有朋			
元号	西暦	年齢	出来事	元号	西暦	年齢	出来事
天保7年	1836	—	鹿兒島藩の門閥家に生まれる。	天保9年	1838	—	閏4月22日：長州藩の下級武士の家に生まれる。
嘉永6年	1853	17歳	江戸鹿兒島藩邸の地震室（西洋建築）の普請を担当。	安政5年	1855	17歳	京都へ派遣される。
万延元年	1860	24歳	江戸（芝）鹿兒島藩本邸の普請を担当、同邸は建築中に焼亡した。	文久2年	1862	24歳	藩命で江戸に赴任。翌年帰藩した後、奇兵隊に参加し、軍監を務める。
不明	—	—	江戸（芝）鹿兒島藩本邸の再普請を担当。江戸（芝）鹿兒島藩本邸を京都（相国寺畔）への移築を担当。横浜府の判事を務める。	慶応2年	1866	28歳	江戸幕府による長州藩再征において、奇兵隊を率い、九州方面で戦闘後、藩命で京都へ赴く。同年に大政奉還が行われる。
明治元年	1868	32歳	9月：東海道御道調御用係を務める。	明治元年	1868	30歳	江戸城明け渡し後の江戸に入る。4月に北陸道鎮撫総督兼会津征伐総督の参謀に任ぜられ、越後から会津に転戦する。
不明	—	—	宮内省工匠寮へ出仕、「御学問所で、外国人の謁見所に充させらるる御建築を」担当。	明治2年	1869	31歳	藩主からの命を受けてヨーロッパを外遊。
不明	—	—	海軍省の宮繕局長を務める。	明治4年	1871	33歳	政府の直轄陸軍を建設し、兵部大輔を務める。
明治20年	1886	50歳	東京の御所の地質調査を担当。3月：藤田伝三郎、大倉喜八郎、渋沢栄一、久原庄三郎らと日本土木会社を設立。東京駐在会計役を務める。同社では、有栖川宮邸、北白川宮邸、白河宮三殿下の御殿、上野博物館の全体（明治22年）、議事堂（明治22年）、各師団などの普請を担当。	明治6年	1873	35歳	初代の陸軍卿に就任。
明治25年	1891	55歳	10月：日本土木会社解散。	明治11年	1878	40歳	参謀本部長に就任。
			一之舟入町の別邸（現・廣誠院）が竣工（後に売却）。	明治15年	1882	44歳	参議院議長に就任。
明治29年	1896	60歳	南禅寺福地町の別邸（現・龍龍山荘）が竣工（後に売却）。	明治16年	1883	45歳	華族制度の成立と同時に伯爵となる。
明治32年	1899	63歳	南禅寺邸へ黒田譲が訪問。	明治21年	1888	50歳	渡欧し視察、翌年帰国。
明治42年	1909	74歳	6月20日：死去。	明治22年	1889	51歳	12月：内閣総理大臣に任ぜられ、第1次内閣を組織。24年4月に辞職。
				明治24年	1891	53歳	東生州町の無隣庵が竣工（後に売却）。
				明治27年	1894	56歳	日清戦争へ第一軍司令官として出征。
				明治29年	1896	58歳	ロシア新皇帝の戴冠式へ出席。
				明治30年	1897	59歳	南禅寺草川町の無隣庵が竣工。
				明治31年	1898	60歳	大命を受け、第2次内閣を組織。
				明治33年	1900	62歳	9月：辞職。元老として（政治・軍事に影響を持続しつつ）表舞台から身を引く。
				明治37年	1904	66歳	参謀総長として日露戦争を総指揮。
				明治38年	1905	67歳	枢密院議長の職を死の年まで務める。
				大正11年	1922	85歳	11月1日：病没。

※『江湖快心録』と日本土木会社の研究（島田裕司：駒澤大学研究紀要21：2014；駒沢女子大学・駒沢女子短期大学図書館：p.201-218）を参照して作成

※『国史大事典』を参照して作成

表2 保存会解散に係る時系列

年月日	出来事
昭和15年 5月 20日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛へ「寄付行為変更認可申請書」を提出され収受
21日	京都市企画部企画庶務課が京都府知事宛に「寄付行為変更認可申請書」を進達
8月 2日	京都府学務部が京都市長宛に「寄付行為変更ノ件」について「御申出相成る候所最近現在ノ財産目録必要ニ付至急御送付御取計相煩候也」と通知
10月 9日	京都府学務部が京都市長宛に「寄付行為変更ノ件」について「別記事項整備ノ上改メテ提出方御取計相成度一件書類一応右帰戻候也」と通知
昭和16年 1月 13日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「寄付行為変更認可申請書並ニ解散許可申請」を提出
1月 16日	京都市企画部企画庶務課が京都府学務部長宛へ「寄付行為変更認可申請書並ニ解散許可申請」を進達
2月 18日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「解散許可申請」へ提出され収受
24日	京都府学務部が京都市長宛に「寄付行為変更認可件」について通知
3月 5日	京都市企画部企画庶務課が昭和16年2月17日付で文部科学大臣より認可された「寄付行為中変更ノ件」を財団法人無隣庵保存会へ通知
7日	京都府学務部が京都市長宛に「解散二関スル件」について通知
10日	京都市企画部企画庶務課が昭和16年2月28日付で文部科学大臣より許可された「解散ノ件」を財団法人無隣庵保存会へ通知
12日	山縣有道氏から京都市長宛に礼状が届く
3月 14日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「解散届出書」を提出され収受
7月 31日	財団法人無隣庵保存会が京都市長宛に「清算終了届」を提出され収受
7月	山縣有朋公記念会会長 伯爵 清浦奎吾が金一万円の下付を申し出
9月	山縣有朋公記念会が京都市長宛に金一万円の領収書を提出

表3 財産目録

昭和十五年十二月一日現在

財産目録

財団法人 無隣庵保存会

一 資産 合計金二十二万八千五百七十七円八十銭也
 内 基本財産計金二十二万七千四百二十七円八十銭也
 普通財産計金六百三十円也

(一) 土地

資産種別	用途	位置	坪数	取得年月日	記帳価格 円	備考
基本財産	庭園敷地	京都市左京区南禅寺翠川町三十番地ノ六	六六、五八	大正九年六月十六日	七、九八九、六〇	
同	同	同町三十一番地	七二八、六六	同	八七、四三九、二〇	
同	建物敷地	同町四十八番地	一四四、〇〇	同	一七、二八〇、〇〇	
同	庭園敷地	同町四十八番地ノ一	二八、〇〇	同	三、三六〇、〇〇	
同	同	同町四十八番地ノ三	二、〇〇	同	二四〇、〇〇	
計			九六九、二四		一一六、三〇八、八〇	

(二) 建物

資産種別	用途	位置	構造	建坪及述坪	建築又は取得年月日	記帳価格 円	備考
基本財産	住宅	前掲土地上二建設	木造平屋建瓦葺	八〇、七	大正九年六月十六日	九、二六九、〇〇	
同	同		木造二階建瓦葺	一六、七	同	四、〇〇八、〇〇	
同	渡廊下		木造平屋建梯板葺	七、〇	同	五六〇、〇〇	
同	洋室 階段室		木造二階建瓦葺	五、四	同	二、四三〇、〇〇	
同	土蔵及 洋室		煉瓦造二階建瓦葺	一八、一	同	一〇、八六〇、〇〇	
同	茶室		木造平屋建瓦葺	一、七	同	一、九八九、〇〇	
同	番入 詰所		木造平屋建瓦葺	一〇、六	同	一、一六六、〇〇	
同	便所		木造平屋建瓦葺	一、六	同	一六八、〇〇	
同	同		木造平屋建瓦葺	一、五	同	一四〇、〇〇	
同	物置		木造平屋建瓦葺	三、一	同	二四八、〇〇	
同	門		木造平屋建瓦葺	一、〇	同	三六〇、〇〇	
同	供待		木造平屋建瓦葺	一、一	同	七七、〇〇	
同	塀			一五六、四間	同	三一、二七五、〇〇	
同	練塀			四七間	同	二、八二〇、〇〇	
計						三七、二四五、〇〇	

(三) 水道、瓦斯設備

資産種別	種類	数量	記帳価格 円	備考
基本財産	五分鉄管	二九九、四	五、九八八、〇〇	
同	瓦斯管	三八、六	三八六、〇〇	
同	制水機	五個	一〇〇、〇〇	
同	異形管	一八本	二一六、〇〇	
計			六、六九〇、〇〇	

(四) 庭園設備

資産種別	種類	数量	記帳価格 円	備考
基本財産	松 (大)	一六本	一、六〇〇、〇〇	
同	松 (小)	一三	一三〇、〇〇	
同	檜 (大)	一五	三〇〇、〇〇	
同	檜 (小)	三	一五〇、〇〇	
同	杉 (大)	八	一六〇、〇〇	
同	杉 (小)	六〇	三〇〇、〇〇	
同	樺	三三	八二五、〇〇	
同	楠	二	四〇〇、〇〇	
同	椎	一三	一九五、〇〇	
同	櫻	五三	四二四、〇〇	
同	山桃	二	一〇〇、〇〇	
同	梧桐	六	九〇、〇〇	
同	楓	一六〇	二、四〇〇、〇〇	
同	青木	一八〇	一八〇、〇〇	
同	雑	一、九〇〇	九五〇、〇〇	
同	庭石 (大)	二〇個	五、〇〇〇、〇〇	
同	庭石 (中)	三〇	一、五〇〇、〇〇	
同	庭石 (小)	八二〇	一、六四〇、〇〇	
同	飛石	一一〇	三三〇、〇〇	
同	手洗水石	五	七五、〇〇	
同	石橋	一	二〇、〇〇	
同	石垣	二	四〇〇、〇〇	
同	石燈籠	六	一五〇、〇〇	
計			一七、一八四、〇〇	

(五) 備品

資産種別	種類	数量	記帳価格 円	備考
普通財産	和服	一面	一〇〇、〇〇	題字「無隣庵」
同	軸物	一本	五〇、〇〇	石橋「恩賜権松乃記」
同	飾棚	一個	五〇、〇〇	三角棚
同	ストーブ	一基	三〇、〇〇	
同	卓子	二個	一〇、〇〇	檜製
同	椅子 (大)	二脚	七〇、〇〇	ヒロード張
同	椅子 (小)	三脚	三〇、〇〇	同
同	長椅子	一脚	六〇、〇〇	同
同	読書椅子	一脚	三〇、〇〇	皮張
同	ジュータン	一枚	四〇、〇〇	六畳敷
同	銀張	八枚	一六〇、〇〇	
同	金庫	一個		
計			六三〇、〇〇	

(六) 預金

資産種別	種類	預入先	券面額	利率	備考
基本財産	金銭	東京市日本橋区室町二丁目一番地	円		
同	長期信託	三井信託株式会社	五〇、〇〇〇、〇〇	年三分八厘	
計			五〇、〇〇〇、〇〇		

(七) 現金

ナシ
 二 負債合計金 ナシ

以上

表4 昭和14年度収支決算書

昭和十四年度収支決算書

歳入

金二千六百六十八円四十二銭

歳出

金二千六百五十四円二十五銭

歳入歳出差引

残金十四円十七銭 昭和十五年度へ繰越

昭和十四年度収支決算（自昭和十四年一月一日 至同年十二月三十一日）

歳入

科目	予算額	決算額	比較増△減	摘要
	円	円	円	
一、基金利子	一、八二四、〇〇	一、八二四、〇〇	〇	基本金五〇、〇〇〇円に対スル利子
二、使用料	二二三、六九	一九〇、〇〇	△四三、六九	無隣庵ノ使用少ナカリシニ依ル
三、前年度繰越金	一二、三一	一二、三一	〇	
四、寄付金	二五〇、〇〇	六四二、一一	三九二、一一	
歳入合計	二、三二〇、〇〇	二、六六八、四二	三四八、四二	

歳出

科目	予算額	決算額	比較増△減	摘要
	円	円	円	
一、諸税	一、〇〇〇、〇〇	九五九、六四	△四〇、三六	家屋税五五五円九十銭 地租及同付加税四〇三円七四銭
二、諸給与	四七五、〇〇	四七五、〇〇	〇	管理人給料三二五円 同手当一五〇円
三、庭園費	四五〇、〇〇	七五六、五三	三〇六、五三	水力使用料三四五円 樹木入手費三一 九円三銭 除草其ノ他掃除人夫費九二 円五〇銭
四、諸修繕費	一、五〇、〇〇	二〇二、〇一	一五二、〇一	茶室修繕二五五円二〇銭 高□修繕二 四円二五銭 畳其他修繕一九円二五銭
五、道路工事費 特別負換金	一七〇、〇〇	一六九、四二	△、五八	第三区分八四円七一銭 第四区分八四 円七一銭
六、雑費	七五、〇〇	九一、六五	一六、六五	電灯使用量四一円六九銭 上下水使用 料七円九二銭 町費二一円八〇銭 其 ノ他雑費二〇円二四銭
歳出合計	二、三二〇、〇〇	二、六五四、二五	三三四、二五	

右ノ通相違無之候也

昭和十六年一月十日

京都府京都市左京区南禅寺草川町四十八番地無隣庵内

財団法人無隣庵保存会

京都市中京区寺町通姉小路上ル下本能寺前町五百二十番地

右理事 熊谷直之